

2010年度 第4回 関東ユース(U-15)サッカーリーグ実施要項

- 1 主 旨 財団法人日本サッカー協会は、日本サッカー界の将来を担うユース(15歳以下)の少年達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的にし、第3種年代の力が拮抗したリーグを各地域で実施することが提案された。その主旨を受け関東サッカー協会では、標記大会を実施することとした。
- 2 名 称 関東ユース(U-15)サッカーリーグ
- 3 主 催 関東サッカー協会
- 4 共 催 未定
- 5 主 管 関東サッカー協会第3種委員会
関東クラブユースサッカー連盟
- 6 協 賛 (財)日本サッカー協会
- 7 協 力 株式会社モルテン 株式会社ミカサ (未定)
- 8 期 日 2010年 前期4月・5月・6月(1部・2部) 後期9月・10月(1部)
(4/18,25, 5/3,16,6/5,13,19,20(予備日), 9/19,23,10/3,10,17(予備日))
- 9 会 場 ホームになったチームが用意する。
- 10 参 加 資 格 (1) (財)日本サッカー協会第3種に登録したチームもしくは準加盟チームであること。
(2) 上記(1)のチームに登録された選手であること。
- 11 参加チーム及びそのチーム数
(1) 2010年度より1部12チーム、2部8チームで実施する。
(2) 2011年度は、各都県で代表となった計8チームが関東リーグ2部参入戦を行い、上位2チームが関東リーグ2部の下位2チームと自動入れ替えとなる。(予定)
*各都県の代表チームの選出は、都県U-15リーグの成績を元に出場するチームを選出すること。(なお、入れ替え戦参入戦の参加はU-14世代とする)
*2011年度以降については今後の検討事項
- 12 他の大会へのリンク
関東1部リーグに出場する12チームは、関東クラブユースサッカー選手権(U-15)大会と高円宮杯全日本ユース(U-15)サッカー選手権関東大会への出場権を与える。
*都県予選をスキップする形を取る。
関東2部リーグに出場する8チームは、関東クラブユースサッカー選手権(U-15)大会への出場権を与える。(高円宮杯全日本ユース(U-15)サッカー選手権関東大会へは都県予選から参加する)
- 13 競 技 方 法 (1) 1部は12チーム、2部は8チームの総当たり戦を実施する。
(1部下位2チームと2部上位2チームは自動入替、2部下位2チームと参入戦上位2チームは自動入替)
(2) 順位決定方法は、勝3点、引き分け1点、敗0点の勝ち点により、勝ち点の多い順に決定する。尚、勝ち点の合計が同一の場合は以下の項目に従い順位を決定する。
① 当該チーム同士の対戦成績
② 当該チーム同士のゴールディファレンス(得失点)
③ 全試合のゴールディファレンス(総得点-総失点)
④ 全試合の総得点
(3) 試合時間は80分(40分ハーフ)
(4) ハーフタイムのインターバルは、原則として10分(前半終了から後半開始まで)

- 14 競技規則
- (1) (財)日本サッカー協会の「サッカー競技規則2009/2010」による。
 - (2) 各試合のベンチ入りできる登録選手は、最大25名とする。監督・コーチ等のスタッフは最大6名までとする。
 - (3) 交代に関しては、登録した7名の交代要員の中から最大7名までの交代が認められる。
 - (4) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については、運営委員会において決定する。
 - (5) 本リーグ中に警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。ただし、前期終了時に警告1回の場合はリセットされる。(1部)
- 15 ユニフォーム
- (1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること。
 - (2) シャツの前面・背面に参加申込み書に登録した背番号を付けること。ショーツの番号は任意とする。
- 16 その他
- (1) 各試合の登録選手は選手証を各試合に持参すること。不携帯の選手は当該試合への出場を認めない。
 - (2) 各試合における、試合記録については、両チームから1名ずつ本部に入り、記録に務める。(選手でも可)
 - (3) 大会参加費は、協会からの補助費によって変動するため未定。詳細は、監督会議で説明予定。
 - (4) 試合結果は、関東クラブユースサッカー連盟のHPからリンクして掲載する。
 - (5) 試合結果については、試合終了後、速やかに当該試合の会場責任者が、下記事務局に送信すること。(公式記録については郵送)
 - (6) 会場は各チームが責任を持って準備する。
なお、準備する会場は原則として天然芝もしくは人工芝とする。